

捜二発第183号
昭和54年3月15日
(改正 平成12年12月7日暴対発第415号)
(一部改正 平成17年4月13日組対第198号)
(一部改正 平成25年9月20日広第474号)

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

暴力110番電話の設置と運用について
県民の要望に即した暴力団取締りを強力に推進するため、みだしの電話を設置したから次により効果的な運用に努められたい。

記

1 設置の趣旨

社会の敵、暴力団を壊滅するため、県民から暴力団に関する被害通報、相談その他情報提供が容易にできる専用電話を警察本部に設置し、暴力団取締り専務係員が専門的立場で直接対応、事案の迅速的確な処理取締りを図り、県民の要望に即した効果的な暴力団取締りを推進する。

2 設置電話の名称

暴力110番電話

3 設置年月日

昭和54年3月7日

4 設置場所

警察本部組織犯罪対策課内

5 専用電話

加入電話(058)274-7444

6 受理体制

24時間受理体制とし、執務時間中は暴力団捜査係員が、同時間外は刑事部当直員がこれに当たる。

7 受理及び処理

(1) 受理事項

暴力団犯罪の被害届、通報、相談、情報提供、その他暴力団に関するすべての事項、ただし、現場処理を要する緊急用件は通常の110番で行うことに変わりはない。

(2) 受理及び処理票の作成

受理担当者は、上記被害届等を受理したときは、別に指示する要領により適切に処理するとともに、その受理事項及び処理状況を警察安全相談管理業務に相談情報を入力・登録する等により「警察安全相談取扱要綱」(平成25年9月20日付け広第472号)に定める「受理及び処理票」(別記様式第1号)を作

成し、明らかにしておくこと。

(3) 処理

受理事項中、直ちに捜査を要するものをはじめ、再聴取、調査等所轄署における処置を要するものは、電話にて通報指示するので、前記受理簿を作成し、速やかに所要の処理を行うと共に、処理結果を同課あて報告すること。

8 運用上の留意事項

(1) 広報

広く県民にこの専用電話の利用を促すため、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関をはじめ、ミニ広報紙、縣市町村広報紙、各種会合等、あらゆる広報媒体を活用して広報に努めること。

(2) 警察署等における処理

各警察署等においては、本専用電話で受理した事項に関し、通報及び指示を受けた場合は、組織犯罪対策課担当係と連携を密にし、本電話設置の趣旨に添って、敏感に対応し、迅速適切に処理すること。

(3) 架電者、関係者に対する配慮

架電受理事項の処理等に当たっては、その架電者或は被害関係者等の心情を汲みとり安易な言動等により、二重被害を与えることのないよう、その処理、処遇方法には特に意を用うること。

特に民事的な相談であっても、暴力団の介在する事案については犯罪が潜在するという前提で対処すると共に、その他の場合においても関係機関を教示する等、解決の方策について適切にアドバイスすること。